

4 食品産業の強化

(1) 地理的表示(GI)保護制度の登録状況

現状

- 東北における地理的表示（GI）保護制度^{*1}の登録産品数は、令和3（2021）年度に新たに3産品（図表2-30）が登録され29産品（図表2-31）となりました。全国では、41都道府県の116産品、2か国（イタリア、ベトナム）の3産品の計119産品が登録されています（令和4（2022）年3月31日時点）。

図表2-30 令和3（2021）年度に登録された東北のGI産品



阿久津曲がりねぎ



広田湾産イシカゲ貝



川俣シャモ

図表2-31 東北GI産品登録状況(令和4(2022)年3月31日現在)

県名	産品数	産品名 ※産品名の頭についている数字は「登録番号」
青森県	6産品	1. あおりカシス、23. 十三湖産大和しじみ、52. 小川原湖産大和しじみ、75. つるたスチューベン、90. 大鰐温泉もやし、105. 清水森ナンバ
岩手県	7産品	28. 前沢牛、47. 岩手野田村荒海ホタテ、66. 岩手木炭、68. 二子さといも、73. 浄法寺漆、106. 甲子柿、114. 広田湾産イシカゲ貝
宮城県	3産品	31. みやぎサーモン、65. 岩出山凍り豆腐、104. 河北せり
秋田県	5産品	32. 大館とんぶり、51. ひばり野オクラ、60. 松館しぼり大根、79. いぶりがっこ、93. 大竹いちじく
山形県	5産品	26. 米沢牛、30. 東根さくらんぼ、62. 山形セルリー、76. 小笹うるい、99. 山形ラ・フランス
福島県	3産品	63. 南郷トマト、113. 阿久津曲がりねぎ、118. 川俣シャモ

資料：東北農政局作成

施策

登録を希望する産品を生産する生産者団体は、国に申請を行い、登録を受けることにより、登録内容に即して生産される産品（GI登録産品）には「地理的表示^{*2}」及び「登録商標（GIマーク）^{*3}」を使用することが可能となります。

このことにより、他産品との差別化が可能となるとともに、地理的表示の不正使用は行政が取締りを行うことから、訴訟等の負担なく自らの産品のブランド価値を守ることに繋がります。

また、令和4（2022）年1月に、地理的表示（GI）保護制度の更なる定着・発展を目的に、GI登録団体及びその活動に協力する官民関係者が参画する全国組織「日本地理的表示協議会」が設立され、GI産品の認知度向上等を促進する取組が行われています。



登録商標（GIマーク）

- ※1 地域には、伝統的な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地等の特性が、品質等の特性に結びついている産品が多く存在する。「地理的表示（GI）保護制度」とは、これらの産品の名称を知的財産として国に登録し、国が保護するもので、平成27（2015）年6月1日に施行された「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（GI法）に基づく制度である。
- ※2 「地理的表示」とは、農林水産物・食品等の名称であり、その名称から当該産品の産地を特定でき、産品の品質や社会的評価等の確立した特性が当該産地と結びついているということを特定できる名称である。
- ※3 「登録商標（GIマーク）」とは、登録された産品の地理的表示と併せて付すことができ、GI法上登録された地理的表示産品であることを称するものである。

(2) 6次産業化の推進

現状と課題

- 農林漁業者をはじめとする関係者の努力により、6次産業化及び農商工等連携の市場規模は着実に拡大しています。

施策

6次産業化とは、「六次産業化・地産地消法^{※1}」に基づき、農林漁業者が主体となって生産・加工・販売を一体的に行うものです。農林漁業者等が総合化事業計画を自ら作成し、国から認定を受けることができます。

また、農商工連携とは、「農商工等連携促進法^{※2}」に基づき、中小企業者と農林漁業者がそれぞれの経営資源や技術、ノウハウを持ち寄り、新しい商品やサービスの提供、販路拡大に取り組むものです。農商工等連携事業計画を作成し、国からの認定を受けることができます。

なお、上記2法の認定を受けた事業者は、令和4(2022)年度から「農山漁村発イノベーション対策^{※3}」により農産物加工・販売施設等の整備に対して支援が受けられます。

総合化事業計画の認定状況

東北における令和3(2021)年度の総合化事業計画の認定件数は3件(全国25件)で、同年度末における累計は380件(全国2,616件)となっています。計画の内容は、農畜産物を活用したものが91%を占め、その内訳は野菜が31%と最も多くなっています(図表2-32、図表2-33)。

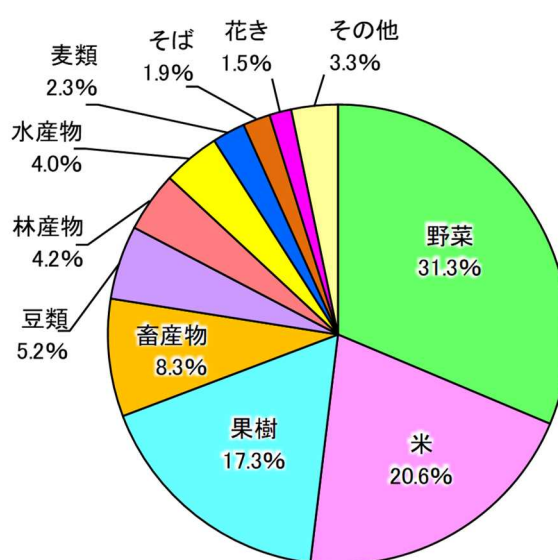
図表 2-32 県別認定件数累計

区分	総合化事業計画の認定件数				研究開発・成果利用事業計画
	内 訳			単位: 件	
	農畜産物	林産物	水産物		
青森県	72	68	0	4	1
岩手県	53	46	4	3	1
宮城県	82	66	2	14	1
秋田県	63	58	2	3	0
山形県	68	64	4	0	0
福島県	42	42	0	0	1
東北計	380	344	12	24	4

資料：東北農政局作成

注：認定件数及び対象農林水産物別比率は令和4(2022)年3月末現在

図表 2-33 対象農林水産物別比率



※1 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」の略称

※2 「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」の略称

※3 これまでの6次産業化を進展させ、地域の文化・歴史や森林、景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、農林漁業者はもちろん、地元の企業なども含めた多様な主体の参画によって新事業や付加価値を創出していく取組

農工商等連携事業計画の認定状況

東北における令和3(2021)年度の農工商等連携事業計画の認定件数は1件(全国2件)で、同年度末における累計は80件(全国817件)となっています。計画の内容は、農畜産物を利用したものが85%を占め、その内訳は野菜が23.6%、次いで米が20.2%、果実及び水産物が12.4%の順となっています(図表2-34、図表2-35)。

総合化事業計画と同様に、農業分野における活用が主となっていますが、農工商等連携事業計画では、総合化事業計画に比べ水産物の活用比率が高くなっています。

図表 2-34 県別認定件数累計

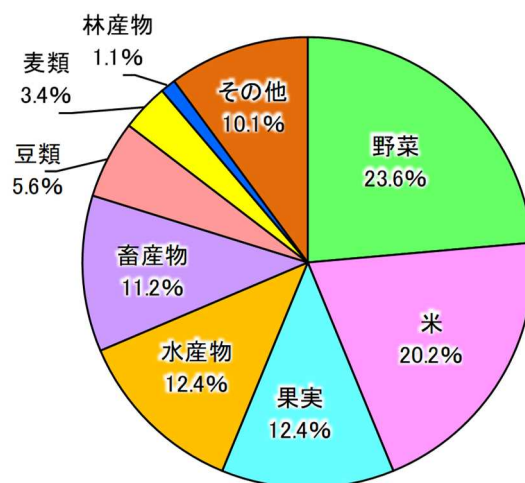
単位: 件

区分	農工商等連携事業計画の認定件数			
	内 訳			
	農畜産物	林産物	水産物	
青森県	14	13	0	1
岩手県	8	7	0	1
宮城県	13	11	0	2
秋田県	13	11	0	2
山形県	18	13	1	4
福島県	14	13	0	1
東北計	80	68	1	11

資料: 東北農政局作成

注: 認定件数及び対象農林水産物別比率は令和4(2022)年3月末現在

図表 2-35 活用される農林水産資源別比率



取組事例 有限会社 竹鶏ファーム (平成25(2013)年度認定事業者) (宮城県白石市)

宮城県白石市の(有)竹鶏ファームは、自社で生産する鶏卵のブランド化及び循環型農業を軸とした生産、加工、販売に取り組んでいます。

アニマルウェルフェアに配慮したストレスのない飼育環境で生産された鶏卵は「竹鶏たまご」としてブランド化されており、加工施設で作られるプリンやシフォンケーキ等とともに併設の直売所や県内外のスーパー、大手百貨店、自社オンラインショップ等で販売され、消費者から大変好評を得ています。



竹鶏ファーム直売所

6次産業化商品
(プリン、マヨネーズ、シフォンケーキ)

本事業の取り組み後、従業員数は約3.2倍の35名となり、雇用機会の提供により地域に貢献しています。

<事業展開>

現在、養鶏の排泄物から堆肥の製造に取り組み、地元農家に無償で提供することで、飼料用米や飼料用作物の生産につなげています。今後も持続可能な循環型地域社会の構築に取り組むこととしています。

<https://www.taketori-farm.co.jp>